

掛川市規則第 2 号

掛川市情報公開条例施行規則をここに制定する。

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

掛川市長

(別紙)

掛川市情報公開条例施行規則

掛川市情報公開条例施行規則（平成17年掛川市規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録に係る写しの交付の方法）

第2条 条例第2条第3号の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

イ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体（以下「フレキシブルディスクカートリッジ等」という。）に複写したものの交付

（開示請求書）

第3条 条例第6条第1項に規定する請求書の様式は、様式第1号によるものとする。

（開示決定等の通知書）

第4条 条例第11条各項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による開示請求文書の全部を開示する旨の決定 様式第2号

(2) 条例第11条第1項の規定による開示請求文書の一部を開示する旨の決定 様式第3号

(3) 条例第11条第2項の規定による開示請求文書の全部を開示しない旨の決定 様式第4号

（開示決定等の期間の延長通知書）

第5条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第12条第2項の書面 様式第5号

(2) 条例第13条の書面 様式第6号

(第三者に対する通知)

第6条 条例第14条第1項に規定する必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第14条第2項の書面 様式第7号
- (2) 条例第14条第3項の書面 様式第8号

(公文書の開示の実施)

第7条 公文書（公文書を複写したもの並びに第2条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したもの並びに電磁的記録を専用機器により再生したものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 公文書の写し（第2条第1号に規定する録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したもの並びに同条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものと並びにフレキシブルディスクカートリッジ等に複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

(審査会諮問通知書)

第8条 条例第17条の2の規定による通知は、様式第9号による審査会諮問通知書により行わなければならない。

(掛川市情報公開審査会)

第9条 掛川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

第10条 審査会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(出資法人)

第11条 条例第25条第1項に規定する規則で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(実施状況の公表)

第12条 条例第27条の規定による公文書の開示の実施状況の公表は、市が発行する広報誌に登載することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(掛川市公文書開示審査会規則の廃止)

2 掛川市公文書開示審査会規則（平成17年掛川市規則第10号）は、廃止する。

掛川市公文書開示請求書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所 { 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 }
請求者
氏名 { 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 }
電話番号

掛川市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る公文書の 名称又は内容	
開示の方法の区分	1 ☐ 閲覧又は視聴 2 ☐ 写しの交付 (1) ☐ 開示請求に係る公文書の全部を希望する。 ☐ 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。 (2) ☐ 窓口での交付を希望する。 ☐ 郵送での交付を希望する。
連絡先	

（注）

- 1 「開示の方法の区分」の欄は、希望する方法にレ印を付してください。
- 2 「連絡先」の欄は、請求内容について照会することがありますので、担当者の氏名電話番号等を記載してください。

以下の欄には記入しないでください。

担当課等	
備考	

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、掛川市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示決定をしたので、同項の規定により通知します。

公文書の名称			
公文書の開示 を実施する日 時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
担 当 課 等	電話番号		
備 考			

（注）

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時の都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、掛川市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり部分開示の決定をしたので通知します。

公文書の名称			
開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
担当課等	電話番号		
備考			

(注)

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時の都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書の部分に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 4 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 5 この決定に不服がある場合は、4の異議申立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 6 4の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、掛川市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

公文書の名称	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	
担当課等	電話番号
備考	

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、掛川市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公 文 書 の 名 称	
条例第12条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、掛川市情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公 文 書 の 名 称			
条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	開示決定等をする部分		
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日		
条例第13条の規定を適用する理由			
担 当 課 等	電話番号		
備 考			

意 見 照 会 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、年 月 日まで意見書を提出してください。

公 文 書 の 名 称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先 (担 当 課 等)	電話番号
備 考	

開 示 決 定 を し た 旨 の 通 知 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあったあなたに関する情報が記録された公文書の開示を
することを次のとおり決定したので、掛川市情報公開条例第14条第 3 項の規定により通知します。

公 文 書 の 名 称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
公文書に記録されて いるあなたに関する 情報の内容のうち開 示決定に係る部分及 びその理由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号
備 考	

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり開示決定等に対する不服申立てについて掛川市情報公開審査会に諮問したので、掛川市情報公開条例第17条の 2 の規定により通知します。

公 文 書 の 名 称	
不服申立ての内容	
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号
備 考	